

動物愛護法

殺傷・衰弱虐待禁止



©中塚祥子 NPO Neko-Dasuke

令和2年6月改正施行

愛護動物を殺す傷つける

殺傷犯罪

5年以下の懲役又は**500**万円以下の罰金

飼い主の暴行や衰弱させるなどの

虐待犯罪

1年以下の懲役又は**100**万円以下の罰金

犯罪通報

110番!!

保健所・役所は防止対策中